

# 第17期 第31回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和5年2月24日(金) 午後1時39分～午後2時4分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 ( 6 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 7番 比嘉 強 委員

8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 ( 2 名)

5番 宮里 由美子 委員 6番 金城 朝之 委員

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洸 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

2番 上原 啓一 委員 ・ 3番 金城 敏満 委員

7 付議すべき案件

報告第 185 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 186 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 187 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 188 号 現況証明願について

報告第 189 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 190 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第	191	号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第	90	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	91	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	92	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第	93	号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
協議第	29	号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

## 8. 会議の内容

議長

ただいまから第 17 期豊見城市農業委員会第 31 回総会を開会いたします。

(午後 1 時 39 分) 開会

議長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日 1 日限りといたします。

本日の出席委員は 8 名中 6 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 2 番委員の上原啓一委員と第 3 番委員の金城敏満委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査をお願いいたします。

これより報告案件に入ります。はじめに、報告第 185 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 2 ページをお開きください。

報告第 185 号「農地転用後の利用状況の報告について」、2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 185 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に、報告第 186 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 186 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、4 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 186 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に、報告第 187 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。 報告第 187 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、3 件ございました。 内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。 以上です。
議長	報告第 187 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから 質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 188 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをお開きください。 報告第 188 号「現況証明願いについて」、7 件ございました。内容を確認の上、 証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 188 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから 質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 189 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 10 ページをお開きください。 報告第 189 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、1 件 ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告い たします。以上です。
議長	報告第 189 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから 質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 190 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 12 ページをお開きください。 報告第 190 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、4 件 ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告い たします。以上です。
議長	ただいまの報告第 190 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手 をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に、報告第 191 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 14 ページをお開きください。

報告第 191 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、3 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 191 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に、議案審議に入ります。議案第 90 号について審議します。「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 90 号について説明いたします。議案書の 16 ページをお開きください。

議案第 90 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、1 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 18 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字伊良波 630 番 3、伊良波 631 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。  
なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利がある土地について耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員で現地調査を行いました。調査結果について長嶺委員から報告をお願いします。

長嶺推進委員

それでは、令和 5 年 2 月 14 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番について、申請地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

議案第 90 号については 1 件ずつ審議します。はじめに整理番号 1 番について

委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。  
質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可  
することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しま  
した。

次に、議案第 91 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて  
議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 20 ページをお開きください。

議案第 91 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、3 件ござ  
いました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申  
請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、25 ページをお開きください。申請のあった土地  
は、豊見城市字与根 205 番 1。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 4 条  
第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられま  
す。

次に整理番号 2 番につきまして、32 ページをお開きください。申請のあった土  
地は、豊見城市字与根 41 番 16。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第  
4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えら  
れます。

次に整理番号 3 番につきまして、38 ページをお開きください。申請のあった土  
地は、豊見城市字与根 41 番 28。転用目的は貸駐車場。整理番号 2 番の土地と  
一体利用するものです。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しない  
ため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める  
宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっています。現場は既に砂利を敷  
いた整備が行われていることから、違反転用案件として始末書を受領していま  
す。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画に  
より特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 2 番及び 3 番の申請地は与根地区の住宅地域に近接し、街区の面  
積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっています。現場は耕

起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 91 号について、説明は以上です。

議長

では、議案第 91 号については 1 件ずつ審議します。はじめに整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、議案第 92 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 40 ページをお開きください。

議案第 92 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、46 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字伊良波 564 番。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現場は休耕状態で、雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 92 号について、説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 92 号は 1 件ずつ審議します。

はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に議案第 93 号について審議します。なお、現場調査は農地利用最適化推進委員と事務局で行っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをしたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第 93 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、説明いたします。議案書の 48 ページをお開きください。相続税の納税猶予に



ついてですが、これは農地を相続により取得した農業相続人が、その農地で引き続き農業を営む場合、一定の条件で農地に係る相続税を猶予するというものです。また、相続税の納税猶予を受けていた土地が 20 年間農業経営を継続していた場合には相続税が免除されます。今回、那覇税務署からの依頼を受け、利用状況を確認するため農地利用最適化推進委員とともに現場確認を行いました。

議案書の 52 ページをお開きください。確認のありました農地につきましては、利用状況確認書の利用状況「1、自ら所有し、自ら農地として使用している」と回答することを今回お諮りいたします。なお、農地利用最適化推進委員の長嶺委員より利用状況の報告をお願いします。

長嶺推進委員 それでは、令和 5 年 2 月 14 日に行いました現地調査の結果について報告します。  
照会のあった農地について、畑として利用していることを確認しました。以上です。

議長 事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。  
それでは議案第 93 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。比嘉委員、お願いします。

7 番委員 これは、サトウキビを栽培しているということですよねですか。

事務局 現場を確認した中で、今回サトウキビを栽培していました。

議長 ほかに質疑ありませんでしょうか。  
以上で質疑を終わります。これより採決します。  
当該特例農地の利用状況等については、事務局の説明のとおりとし、那覇税務署長宛て利用状況確認書を提出することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、当該特例農地の利用状況等については、事務局の説明のとおりとし、那覇税務署長宛て利用状況確認書を提出することに決定しました。  
次に協議第 29 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

お手元の議案書の 53 ページをご覧ください。協議第 29 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」でございます。

みだしの件につきましては令和 5 年 2 月 20 日付、豊経建農第 868 号で、豊見城市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がございますので、委員会の意見を求めるものでございます。

ページをめくっていただきまして 54 ページをご覧ください。こちらが豊見城市長より農業委員会会長宛ての意見決定についての照会文書となっております。次のページ、55 ページ、こちらが農用地利用集積計画（案）となっております。詳しい内容等につきましては、主管課であります農林水産課から大城班長のほうが出席いただいておりますので、そちらから説明をお願いします。

農林水産課

こんにちは。農林水産課農政班大城です。よろしく申し上げます。今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 2 件ございますので、説明したいと思います。資料の 56 ページをお願いいたします。貸し手及び借り手はご覧のとおりとなっております。利用権を設定する農地の地番は渡嘉敷 73 番 1、738 ㎡、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から 2 年となっております。借賃については年額 14 万 4,000 円を毎年 2 月末までに口座振込することとなっております。

資料の 58 ページをお願いします。次に R4-11 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は座安 160 番 1、1,523 ㎡のうち 761.5 ㎡、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から令和 10 年 3 月 31 日となっております。借賃については年額 14 万 4,000 円を毎年 3 月末までに口座振込することとなっております。説明は以上となります。

議長

ありがとうございます。協議第 29 号について説明が終わりました。協議第 29 号について 1 件ずつ審議します。はじめに番号 R4-10 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

番号 R4-10 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、番号 R4-10 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。

次に R4-11 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑を

お願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

番号 R4-11 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、番号 R4-11 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきましてありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和 5 年 2 月 24 日 (金)

午後 2 時 06 分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 玲子

2 番委員

上原 啓一

3 番委員

金城 敏満